

処分基準整理票

処分の内容	特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定建築主に対する改善命令		
根拠法令及び条項	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第21条		
処分基準	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	平成18年6月21日	処分基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。